

小千谷市立片貝小学校 いじめ防止基本方針

生活指導部

はじめに

小千谷市立片貝小学校いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法第 13 条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。

I いじめの定義

『児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの』＜いじめ防止対策推進法第 2 条＞

いじめ類似行為の定義

「いじめ類似行為」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性（多分そうなるだろうという可能性の程度のこと）の高いもの」とされている。

II いじめの防止等のための基本方針

1 いじめに対する基本的な考え方

いじめはどの子どもにも起こる可能性があるという認識のもとで、学校の教育活動全体をとおして、すべての児童に『いじめは絶対に許されないこと』の理解を促していくことが必要である。そのために学校は、いじめの未然防止、早期発見、即時対応の具体的な対策を、組織的に計画的・継続的に取り組んでいかななくてはならない。また、いじめ問題への取組の重要性について、地域、家庭、学校とが連携を図り取り組んでいかなければならない。

2 いじめ防止等のための取組方針

- (1) いじめ見逃しゼロ県民運動の趣旨に沿って、「いじめ見逃しゼロスクール集会」「いじめ見逃しゼロ強調月間」「子どもと共に 1，2，3 運動」の取組を行う。
- (2) いじめの防止等の取組は、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を徹底し、計画的かつ迅速に行う。
- (3) 新潟県いじめ防止基本方針、小千谷市いじめ防止基本方針の趣旨に沿って、いじめ、いじめ類似行為の早期発見、早期対応を学校と家庭で連携して行う。
- (4) 校内研修等において、学校いじめ防止基本方針に対する職員の共通理解を図っていくとともに、いじめに対する意識啓発と、いじめ防止の取組に対する資質を向上させる。

3 いじめ防止等の対策のための組織設置と取組内容

(1) 設置の目的

本校児童間におけるいじめ等の事案を素早く把握し、解消に努める。

(2) 組織と構成員

組織名は『いじめ対策委員会』とする。構成員は、校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー、担任とし、必要に応じて外部関係者を加える。

(3) 取組内容

① 未然防止

- ・児童についての情報交換と共通理解（終会時における子どもを語る会）
- ・道徳、学級活動や特別活動を通して行う社会性の育成
- ・児童の実態把握（生活アンケート、Q-U 調査、教育相談）

② 即時対応

いじめ、またはいじめに発展しそうな事案が発覚した場合は、即時対応に当たり、事実を確認する。

ア 生活指導主任がいじめの相談・通報の窓口になり、管理職に即時報告して指導を仰ぐ。ただし、授業中、休日、夜間の場合は、生活指導主任を通さず直接管理職に報告する。

イ 生活指導主任がいじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに関する情報の収集と記録を行い、職員会議等で共有を図る。

ウ いじめの疑いに係る情報があったときには、緊急会議を開き、情報の共有、事実の確認、指導や支援、保護者との連携等の役割を担う。

（次ページのフローチャートを参考に、いつまでに、だれが、何をするか。）

- ・被害児童とその保護者の心情や訴えを十分に受け止める。
- ・加害児童とその保護者への配慮ある対応にも心がける。

③ 必要に応じて、関係機関との連携を図る。

④ いじめ認知件数が0の場合、児童や保護者にその事実を公表し、いじめが0件であることを検証する。

4 地域、保護者との連携

(1) 保護者への啓発活動

ア 保護者会やたより等で、学校の基本方針と取組を伝え、意識の啓発を図る。

特にSNSを通じて行われるトラブルなどのいじめ類似行為について周知を図り、家庭の協力を得る。

イ 保護者向けの講演会を実施したり、SNS教育プログラムを広げたりするなどして啓発を図る。

(2) 地域への啓発活動

ア 学校のホームページ等で、基本方針と取組を伝え、意識の啓発を図る。

イ 地域の活動で協力を仰ぐ。

5 関係機関等との連携

(1) 市教委、民生児童委員、警察、児童相談所等との連携を図る。

(2) 中学校区いじめ不登校等対策委員会で保・小・中の連携を図る。

Ⅲ 重大事態への対応

1 重大事態とは

- (1) 生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い
 - ・ 児童が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
- (2) いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（年間 30 日を目安とする。ただし、一定期間、連続して欠席している場合には目安にかかわらず重大事態と捉える）。

2 対応

市教委に報告し、その事案の調査や対応についての指導・助言を受ける。

IV いじめ防止および対応の研修

職員のいじめ防止に向けた研修を年2回実施する。また、人権教育、同和教育の研修の充実を図る。各学級で年1回、道徳の授業を保護者へ公開し、道徳教育の充実を図る。

V その他

1 いじめの解消の定義について

いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが解消している状態とは、以下の2つの要件が満たされている必要がある。

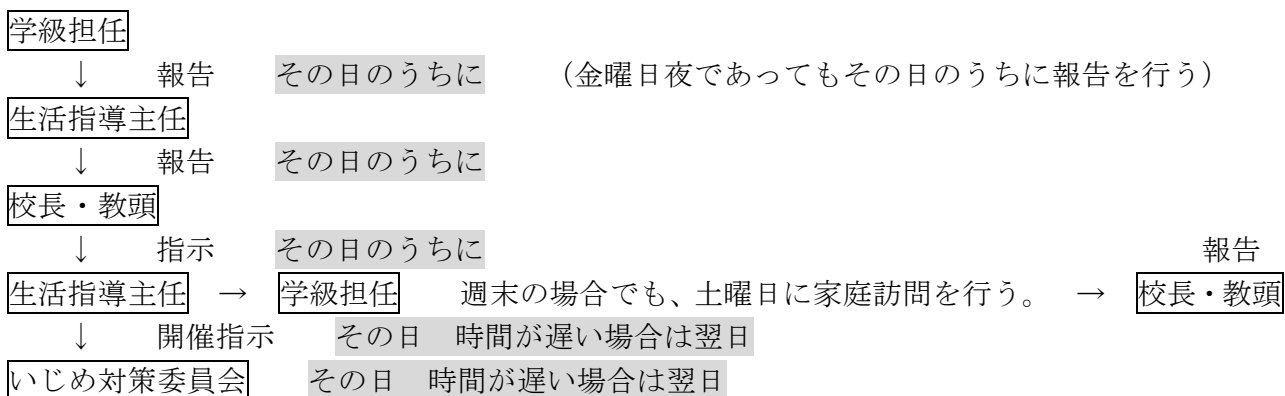
- ① いじめの行為が止んでいること（少なくとも3か月間）
- ② 被害を受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめ類似行為においては、上記の①により解消を判断する。

2 児童の記録について

児童の記録については5年間保存することとする。(校長室金庫)

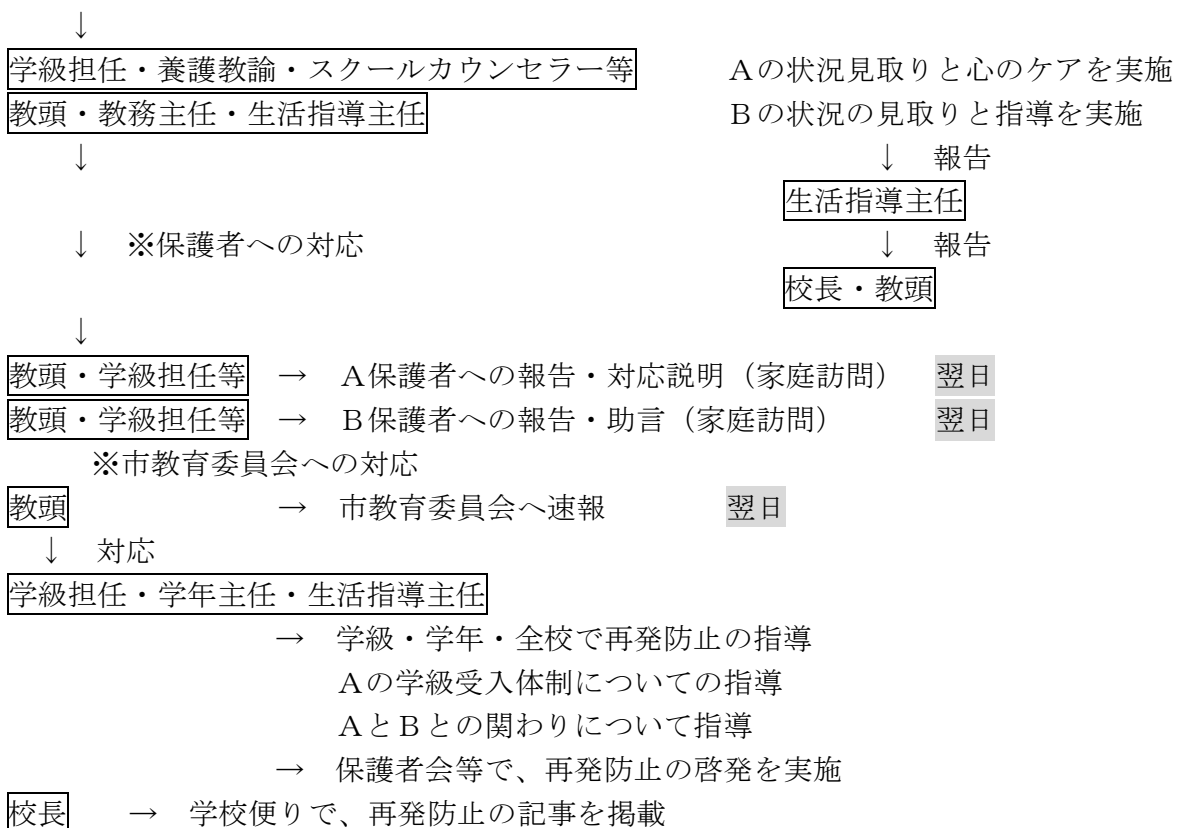
【対応の基本の流れ（例）】 Aより担任に、Bからいじめを受けたとの訴えがあった



○対応協議

- ・ 事実確認・報告
- ・ Aへのケアについて
- ・ Bへの指導について
- ・ 周りの児童への聞き取り
- ・ A保護者への報告・対応について
- ・ B保護者への報告・助言について
- ・ 学級への指導、学年への指導、全校への指導
- ・ 保護者への啓発

○市教育委員会への速報について（重大事案の可能性が高い場合）



○重大事案でない場合も、市教委に報告書を必ず提出する

※全職員で継続して観察を行う。

いじめ解消の判断は当該児童・保護者、いじめ対策委員会、全職員により慎重に行う。

解消の要件：いじめにかかわる行為が少なくとも3ヶ月止んでいること、被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

学校として一体となって。親身になって。地域も含め、みんなの目で見、見逃さない。